

協議第5号

各種事務事業の取扱い（環境対策関係）

各種事務事業の取扱い（環境対策関係）について提案する。

平成15年11月27日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	26 - 3 - 11 各種事務事業の取扱い（環境対策関係）
合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。	

協 議 調 書
(総 括 表)

協議項目	26-3-11	各種事務事業の取扱い(環境対策関係)	所 管	住民福祉専門部会
調整の内容	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
区 分	具 体 の 取 扱 い			
1. 関係団体(協議会等)	引き続き加入するものとする。			
2. 附属機関等	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
3. 手数料等	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
4. 環境保全事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
5. 公害関係事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
6. 畜犬関係事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
7. 飼養動物取扱事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
8. 海浜植物保護関係事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			

(個 表)

1. 関係団体(協議会等)(第6回現況調書18ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
関 係 団 体	茨戸川環境保全対策連絡協議会 茨戸川清流ルネッサンス 地域協議会	該当なし	該当なし	引き続き加入するものとする。

2. 附属機関等(第6回現況調書19~21ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
附 属 機 関 等	石狩市環境審議会 石狩市環境市民会議 石狩浜海浜植物保護センター運営委員会	該当なし	該当なし	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

3. 手数料等(第6回現況調書41、42、51ページ参照)

北海道からの権限委譲に伴う事務のため、3市村の金額に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

4. 環境保全事務(第6回現況調書22~34ページ参照)

合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

5. 公害関係事務(第6回現況調書35~40ページ参照)

3市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

6. 畜犬関係事務(第6回現況調書41~46ページ参照)

3市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

7. 飼養動物取扱事務(第6回現況調書47~51ページ参照)

3市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

8. 海浜植物保護関係事務(第6回現況調書52、53ページ参照)

合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。